

県中小企業制度資金「緊急経済対策資金」

**新型コロナウイルス対策特別資金（実質無利子型）**

（新型コロナウイルス感染症により事業に影響を受けた中小企業者のための融資）

新型コロナウイルス感染症により事業活動に影響を受けた中小企業者の皆様への資金繰りに、信用保証協会の別枠保証を活用した中小企業制度資金「新型コロナウイルス対策特別資金（実質無利子型）」をぜひご利用ください。

なお、ご利用の際には市町村の認定書が必要となりますので、最寄りの金融機関へのご相談と併せて、事業所のある市町村の商工担当課にお申込みください。

## &lt;新型コロナウイルス対策特別資金（実質無利子型）&gt;

## ■ 対象者

売上高等減少	利子補給	保証料
①個人事業主（事業性のあるフリーランス含み、小規模に限る）▲5%以上	3年間 100%（国）	事業者負担ゼロ
②小・中規模事業者（上記を除く）▲5%以上	3年間 100%（県）	事業者負担 1/2
③小・中規模事業者（上記を除く）▲15%以上	3年間 100%（国）	事業者負担ゼロ

■ 融資限度 運転資金、設備資金 3,000 万円（併用時は 3,000 万円限度）

■ 融資期間 10 年以内（うち据置 5 年以内）

■ 融資利率 当初 3 年間無利子

（固定 年 1.5% 以内）

■ 保証料率 上記対象者①、③は全期間保証料ゼロ

上記対象者②は、全期間保証料 1/2

（年 0.85% 必ず信用保証協会の保証付きとなります。）

セーフティネット保証 4 号及び危機関連保証については責任共有制度対象外 100% 保証、セーフティネット保証 5 号は責任共有制度対象

■ 取扱期間 令和 2 年 5 月 1 日から 1 2 月 3 1 日受付分まで

※ 融資については、金融機関などの審査により決定されますので、ご了承ください。

<問い合わせ先・融資相談・お申込み先>

県内の金融機関（銀行、信用金庫、信用組合、商工中金）